

○運輸委員会
 ・内閣提出法律案（二件）

47	30	番号		
気象業務法の一部を改正する法律案	船舶安全法の一部を改正する法律案	件名		
参	衆	院議先		
三、二	五、二、一六	提出 月日		
三、二	五、二、一六 予	付託 委員会	参	議院
可決	四、二〇	議決 委員会	議	
可決	四、二二	議決 本会議	院	
三、二 予	五、二、一六	付託 委員会	衆	議院
可決	五、二一	議決 委員会	議	
可決	五、二三	議決 本会議	院	
		備考		

船舶安全法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

要旨

本法律案は、近年における小型の船舶の構造等の簡易化等の状況にかんがみ、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を長さ十二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改めようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、近年における小型船舶の構造の簡易化等の状況にかんがみまして、小型船舶検査機構に検査事務を行わせる船舶の範囲を、長さ十二メートル未満の船舶から総トン数二十トン未満の船舶に改める等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、質疑に先立ちまして、小型船舶検査の実情等を調査するために返子マリーナを視察いたしました。質疑におきましては、小型船舶の検査及び登録制度のあり方、河川、港湾等における放置艇の対策、今後のマリーナ整備の進め方、プレジャーボートの安全性等各般にわたる問題が取り上げられました。その詳細は会議録によって御承知をいただきたいと存じま

す。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党高崎委員から反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

気象業務法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

要旨

本法律案は、高度情報化の進展等に対応し、民間における気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に關し、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じようとするものであって、その主な内容には次のとおりである。

- 一、気象庁長官の許可を受けて予報業務を行おうとする者は、事業所ごとに気象予報士を置き、当該予報業務のうち現象の予想については気象予報士に行わせなければならないこととする。
- 二、気象予報士になろうとする者は、気象庁長官の行う気象予報

士試験に合格し、気象庁長官の行う登録を受けなければならないこととする。

三、気象庁長官は、指定試験機関に、気象予報士試験の実施に関する事務を行わせることができることとする。

四、民間気象業務支援センター

1 気象庁長官は、気象業務の健全な発達を目的として設立された法人を、民間気象業務支援センターとして指定することができることとする。

2 民間気象業務支援センターは、民間における気象業務の健全な発達を支援し、及び社会活動における気象に関する情報の利用の促進を図るため、気象庁が保有する気象情報を提供する等の業務を行うことができることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

ただし、気象予報士の設置に関する規定は、この法律の施行の日から一年を経過した日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会の高度情報化の進展等に対応し、民間におけ

る気象業務の健全な発達を図るため、気象庁以外の者が行う予報業務に関して、気象予報士制度を創設するとともに、気象庁長官が民間気象業務支援センターを指定し、気象庁が保有する気象情報の提供を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、気象庁及び民間気象会社等の現状を視察するとともに、参考人から意見を聴取いたしました。質疑におきましては、気象予報士制度創設の必要性、民間気象業務支援センターのあり方、情報提供に係る料金問題等各般にわたる問題が取り上げられましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し全会一致をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。